

大阪市骨粗しょう症検診 精密検査協力医療機関参加基準

1. 骨粗しょう症検診の精密検査の目的

大阪市骨粗しょう症検診で要精検（要精密検査）と判定された者に対して、必要な方法により骨粗しょう症の診断をおこなう。また、精検受診者へ結果説明をした上で、必要時治療や経過観察をおこなう。自院にて精密検査や治療等が困難な場合は、専門医療機関（以下 検査拠点施設）を紹介する。

2. 協力医療機関の参加基準

次の（１）、（２）両方の要件を満たすこともしくは（３）に該当すること

- （１）骨粗しょう症の診断に習熟した医師が勤務していること。
- （２）腰椎・大腿骨近位部・橈骨いずれかの部位においてDXAによる骨密度測定が可能であること
- （３）上記（１）（２）非該当も DXA(腰椎・大腿骨近位部)による診断、治療効果判定が可能な検査拠点施設と連携していること

3. 料金 保険診療扱い

4. 協力医療機関参加の手順

- （１）新規登録は「大阪市骨粗しょう症検診 精密検査協力医療機関承諾書」を大阪市健康局健康づくり課へ提出する。
- （２）登録期間は３年間とし、３年ごとに（１）を提出していただく事により更新手続きを行うこととする。
なお、登録の更新は令和５年４月１日を起算日とし３年ごとに行うことから、登録の時期によっては３年以内での更新手続きとなる場合がある
- （３）精密検査の対応が困難となった場合は速やかに大阪市健康局健康づくり課へ辞退届を提出する。

5. 大阪市骨粗しょう症検診の流れについて

